

第6回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

平成24年8月21日(火) 午後2時から午後4時

2 場 所

尼崎市議会棟 第3委員会室

3 出席者

(1) 委員10名(五十音順 敬称略)

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、郷司純子、三田一三、竹本眞智子、藤原軍次、福井祐子、吉川博敏

(2) 事務局5名

辻本健康福祉局保健部長、宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原動物愛護担当係長、

4 概 要

(1) 第4回の議事要旨修正(案)については、修正事項を事務局で確認し、市のホームページに掲載することとなった。

(2) 第5回の議事要旨(案)については、修正事項を委員から頂き、事務局で修正案を作成することとなった。

(3) 動物愛護管理寄付金の使途について、次のような議論が行われた。

- ・作業部会での議論を踏まえ、寄付金の使途については当面、動物の愛護と適正な管理に係る普及啓発に係る取り組み、収容動物の譲渡頭数を増やすための取り組み、野良猫不妊手術費用一部助成の積み増しの3つを今後の重点項目とすることを決めた。
- ・基金を増やしていくための取り組み(寄付への呼びかけ)も必要である。

(4) 動物愛護推進員について、次のような議論が行われた。

- ・推進員の活動に収容動物の一時預りを入れるべきである。
- ・保険や事故などの問題もあるので、収容動物の一時預りなど生体の取り扱いについては、次の段階で考えるべきである。
- ・解任について遵守事項の違反だけでなく、他の理由も含めて解任できるようにしておくべきである。
- ・研修会への参加についてもきちんと整理すべきである。
- ・推進員に身分証明証のようなものを持たせるべきである。
- ・地域で認知された活動であれば身分証明証はいらないので、地域の人を選ぶべきである。

- ・推進員を尼崎市民に限定せず、譲渡対象地域の市民に広げてはどうか。
- ・推進員活動において何か事故があった場合、市外在住者の責任を尼崎市が取ることになるのはおかしいので市民に限るべきである。

5 内 容

(1) 第4回の議事要旨修正(案)及び第5回の議事要旨案の確認について

事務局から、「第4回の議事要旨修正(案)」及び「第5回の議事要旨(案)」について一括説明が行われた後に委員から加筆修正意見があり、第4回については、修正事項を事務局で確認し、市のホームページに掲載することとなった。また、第5回については、修正事項を委員から頂き、事務局で修正案を作成することとなった。

【委 員】

P14の(4)動物愛護推進員の議論の中で、「動物の一時預りについて」は私達の言った「一時預り」とは違う意味で取られていると思う。殺処分期限の迫った収容動物を預かる人を推進員として設置するという意味である。

また譲渡前の家庭訓練という意味も含めた一時預かりである。苦情の相談のあった動物をなんでも預かるという意味ではない。

【事務局】

順に進めさせてもらう。まず、第4回については確定してよいか。

【委 員】

P4の一行目は「全部載せる、全部載せない。選択肢は2つしかない。」ではなかったか。

【事務局】

確認します。第5回の追加修正を頂いた後、議長に確認して確定する。

【議 長】

一時預かりについては、愛護推進員の議論の中で出てきたことです。

【委 員】

収容動物に関して、推進員が一時預りをするという話は出てこなかったのではないか。

【事務局】

推進員について議論を行なっているなかで、意見の一つとしてそのようなも

のがあった。

【委員】

推進員がどのような仕事をするかということを入れていったらよいことであってポイントを絞った議論にしなければいけないと思う。

【議長】

要旨を含め協議はさせてもらうが、大枠はこれで掲載させてもらう。
続いて、「動物愛護管理寄付金の使途について」の事務局説明をお願いします。

(2) 動物愛護管理寄付金の使途について

事務局から資料4「動物愛護管理寄付金の使途について」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委員】

P24の囲みの2番目だが、「犬の譲渡頭数を増やす・・・」についてだが、「収容動物の譲渡頭数を・・・」にするべき。また、例示の「収容中に怪我や病気をした犬の治療」についても「病気をしている収容動物の」に表記を変えるべきである。

【委員】

囲みの1番目について、例示ではあるが、この中に今後の寄付金を増やしていくお願いを入れていかなければならないと思う。

【事務局】

あくまでもこれは例示であるので、協議会の中で具体的な意見を頂ければよいと考えている。

【委員】

この囲みの例示は、「当面、次の3つのことについて重点的に」と入れておいたほうが良い。

【議長】

この3つの方向性について、委員の皆さんから賛同を得られれば、この先の動きも楽になる。事務局の考えを委員にもフィードバックしてもらえないか。今まで出てきた多くの意見を具体的にまとめて示してもらえれば、委員の皆さんも納得してもらえないか。

【事務局】

次年度以降に新たに実施するとなれば、来年度の予算要求になってくる。

【委員】

寄付金の使い道の3本柱が決まり、収容動物の譲渡頭数を増やす取組みのためにも使えるはずだったが、どうなっているのか。お金がどのように出て行くのかが示されると思っていたが、何も書いていない。下の野良猫の不妊手術の積み増しだけ出ている。報告が欲しい。

【委員】

補足だが、ここで(例)と書いてあるのは、作業部会で出た意見の具体的な例であって、作業部会では決定できないので協議会に出すために例としてここに記載してある。例ではなく事実なので、今日これで良ければ決定となるものである。

【事務局】

今の話は25年度当初予算に早ければという内容である。委員の言っている9月の件は、6月にできた基金に9月の補正予算でお金を充当することで11月にスタートできる。この補正予算の際に野良猫不妊手術の積み増しも議会に諮りたいとの事で考えている。

【委員】

不妊手術は出すとなった。11月に施行するとき他の予算は出さないのかを教えて欲しい。

【事務局】

不妊手術の上乗せのみである。また期間も限られるので額も70万円で提案させてもらおうと考えている。11月以降で本予算の残りの50万円に70万円を足して120万円としたい。

【委員】

収容動物の譲渡頭数を増やすための取組みに対しては使われないのか。

【事務局】

基金を使わなくても出来ることがある。例としてはトリミングも民間の業者から手伝いたいとの申し出もある。お金が必要なものについては次年度予算で

行う。お金のかからないものについては順次実施していきたい。

【委員】

収容中の怪我や病気をした動物については、今の予算でできているということか。

【事務局】

政策として検討していかなければならない。

【委員】

今回の補正予算にあげる70万円の妥当性は何か。100万円でもいいのではないか。

【委員】

もし、今回100万円としたら、来年はもっと出ると考える。例えば200万円ぐらい出ると市民も感じるのではないか。そこで、少し抑えて70万円になったと思う。

【事務局】

今回は、年度途中で残り4ヶ月しかないことを踏まえて出した数字である。来年度以降もどれくらい集まるのかがわからない中で、基金が目減りしないようにとの思いもある。

【委員】

不妊手術のみが補正予算に上げられているが、怪我や病気をした収容動物の治療や投薬は、現在行われていない。下痢をしても投薬はしていない。

せっかく基金が出来たのだから、明日からでもして欲しい。薬代を組み込んで欲しい。

【事務局】

点適等はしている。今協議しているのは、今後の予算化に向けての柱の話である。さきほど個別的な話がでたが、前回もそのような話が出たので、現在ある予算（消耗品費）の中で対応していくことを考えている。

【委員】

全部を基金で行うという意識はない。本予算があるのだから足りない部分をこれで補うという考え方である。

【議 長】

(4)「寄付金の使途について」の2番目の「犬」を置き換えて)「収容動物の譲渡頭数を増やすための取り組み」にする。

(基金の使途については)協議会としても(作業部会で出た)この3つで押ししていきたいということによろしいか。

(3)動物愛護推進員について

事務局から資料5「動物愛護推進員について」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

収容動物の一時預りは考えていないようだが、他自治体では行っているところがある。収容期間を越えた猫を保護してくれる人に預けて時間をかければ必ず見つかる可能性が大きい。一時預りを考えて欲しい。

【委 員】

相談を受けた犬、猫について生体としての預かりは考えていないということか。

【事務局】

生体の一時預りはメニューとしては考えていない。

【委 員】

推進員の活動内容に、一時預りを定義した時にハードルが上がると思う。

どんな人が何人手を上げてくれるかわからない中で、始めから一時預かりを書いてしまうと、預かることも仕事内容の一つとして義務的な形になってしまうと、それがあるがために手を上げられない事もあるのではないか。

あと、言葉の定義で、「犬、ねこ」の後に「等」を入れて統一してはどうか。

【委 員】

文章表現について、(4)エ「尼崎市が・・・協力活動」の協力はいらないのではないか。最後にもう一つ付け加えてはどうか。例えば「行政が行うような事業に対して協力を要請する事がある」。これを入れておけば追加しやすくなると思う。

(5)活動方法については書き過ぎではないか。説明のときに行えばいいのであって、書く必要はないと思う。

(7)解任について遵守事項の違反だけではなく、等も入れて解任できるよう

にしておくべきだと思う。明文化しておいて欲しい。

(9) 研修会について必要だと思うが、この書き方だと研修会を受けなかったら推進員ができないと読める。整理する必要があるのではないか。

【委員】

研修会は(6)の遵守事項に入れてはどうか。(9)で残すのであれば回数、内容を書けばいいのではないか。義務的な「参加しなければならない」との表現はいらぬ。

【委員】

応募してきた推進員がこういうことをしてもいい、と言った場合は良いのか。

【委員】

それは(4)活動内容の工だと思う。書くと誤解を生むので、あえて書かなくてもいいのではないか。誰にでも預かってもらえるものではないと思う。信頼関係が出来ている人をお願いするものだと思う。

【事務局】

行うにあたっては保険等の問題も考えられる。今回は保険等の必要のない項目になっている。

【委員】

応募してきた人が書いてある活動を行うことになると思うが、全ての活動をレポートするのは難しいことだと思う。

【事務局】

活動を項目出ししてもらって、私はこうやりたいといった形で出してもらったらいいのではないか。

【委員】

公園での野良猫のえさやりについてだが、遠くからきてえさやりだけをして片付けないような問題のある人たちがいる。大阪市での公園猫サポーター制度のような事を尼崎市でもできないか。推進員にしてもらうのは難しいのかも知れないがジョイントできないか。そうすれば公園もきれいになるのでは。

【事務局】

大阪市のこの制度は公園課がおこなっている事業である。公園のあり方とい

う一つの制度の中で作ったものである。猫の不妊手術のPR活動等については推進員の活動の中にも入っている。公園になってくると公園の使い方・あり方や、管轄する地域の考え方も関係してくる。

【委員】

公園を管理している地域の立場からすればたまらない。管理している地域は従来からきれいにしてきた。そのような人たちからすれば反対が多く出てくる。今の尼崎の状況ではそうである。

【委員】

公園で活動をして10年になる。必ず公園には野良猫がいる。その根本のところを解決しなければならない。道路で活動できるわけがない。私は公園で活動し、朝、晩時間をかけて清掃し管理している。植木への水遣り、砂場へのブルーシートかけも行っている。そのような事も行って地域の理解を得ている。公園での無責任なえさやりがいることが問題を大きくしている。

【委員】

地域が管理している公園もあり、市が管理している公園もある。それぞれで違うのでここで議論しても始まらない。

【委員】

辞令は市長から出る。尼崎市に動物愛護推進員で例えば県等から出た推進員はいないのか。

【事務局】

10年程前に兵庫県が初めて推進員制度を作った時に、尼崎市民が知事から委嘱状をもらった経緯はある。5,6名だったと思う。動物に関する仕事をしている人が多かった。

【委員】

(6) 遵守事項であるが、業務に携わるときには身分証明証のようなものが必要だと思う。市の活動以外の方が紛れ込まないようにバッチ、カードのような身分証明書を明示するような形にしておいてほしい。

【委員】

野良猫対策活動講習会を受けたときに市長から受講済証もらっている。首から下げて猫の捕獲をしていても見られない。虐待しているのか、と言われる時

がある。目立つ腕章が良い。

【委員】

地域からするとそのような人に入ってこられるのは困る。例えば高齢者の見守りをしていて、市はそのようなものを出したがるが私達は付けたことがない。

地域で認知されていない者は付けなければならない。逆に認知されている者は必要ない。そういう町にしなければいけない。あまり求めすぎるとおかしくなることもあるのではないか。

【委員】

現実にそういうものを付けていて助かったこともある。わからない人に説明するのにそのようなものが必要である。

【委員】

地域の人を選ばなければならない。

【事務局】

地域が主体である。各地域における動物に関するよろず相談的な形が理想である。動物に困っている時に さんに聞いたらいい、という形。

【委員】

例えば鳩にえさをやっている場合、市はどのように指導するのか？

【事務局】

基本的にはやめるように指導する。

【委員】

委員の言っている件は、推進員にやめるように指導することを期待するということか。

【委員】

そうだ。

【事務局】

それは考えていない。指導、命令は入れない。トラブルになった場合に大変である。

【委員】

P25の(2)委嘱等、イで「尼崎市内に居住する20歳以上の者」となっているが、今年5月から譲渡地域が伊丹市、宝塚市、西宮市に広げられており、現在も伊丹市在住の方が熱心に譲渡に協力していただいている。これらの地域のことも良くわかっているということもあるので、推進員の対象を譲渡区域の方まで広げてはどうか。また、実績により推薦させてもらえる枠を作って欲しい。

【委員】

何かあった時は市が責任を取らなければいけない。尼崎市民ではない人の責任を市長が取ったとした場合、市民から抵抗が出ると思う。

【委員】

任命するのであれば市内に居住する人でいいと思う。今まで協力してもらっている人も推進員にならなければ協力しないということでもないだろう。今まで通りに協力してくれると思う。

【委員】

推進員は尼崎市にはいないが、県下で宝塚市等にはいると思う。尼崎市で制度を確立すれば県下の推進員同士で話を進めていくことができるのではないかな。

【議長】

文言等を修正したものを次回に出せるか。

【事務局】

次回に最終的なものを出したい。

【議長】

推進員に関しての大枠の方向性はこれでよろしいとして良いか。
募集は市の広報、ホームページに載せるのか。予想としては何人ぐらい？

【事務局】

10人位と考えている。

【委員】

研修会をして認定をしてということになると思うが、時期の目途はどうか。

【事務局】

可能であるならば年度内になんとかしたいと考えている。

【委員】

事務局と市民の考え方には隔たりがある。市民感覚で言うと、お金ももらっていないのに何故書類まで出さなければいけないのか。以前から活動をしている人たちからすれば、今まで市が動かなかったから活動してきたのに、今さらという市民抵抗があると思う。

【委員】

ボランティアといえればそれまでだが、感謝状とか何らかの形で精神的なサポートができないか。

【議長】

方向性としてはこのような形でいきたい。

【委員】

P 2 4 収容動物の譲渡頭数を増やすための取り組みについて、トリミング、訓練等は予算がつかなくても取り組んでいくということだと思うが。

【事務局】

出来ることからやっていくということである。

【議長】

確認はわかるが、今後も1つひとつ確認を行っていくのでその都度出してもらいたい。今日はこれで終了とする。

【事務局】

次回会議は11月20日(火)2時から。場所は確定していない。

【委員】

資料を早めに送って欲しい。

以 上